

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス西川口店

埼玉県川口市西川口二丁目三番五号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年五月二十日